

岩手県契約審議会会議録

開催日時

平成30年8月24日（金）10：30～

開催場所

岩手県民会館 4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 報 告
 - (1) 県が締結する契約に関する条例の経過について
 - (2) 特定県契約にかかる賃金支払状況等の報告について
- 6 議 題
 - (1) 県が締結する契約に関する条例の施行状況に係る検討について
- 7 その他
- 8 閉 会

会議に出席した委員

【委 員】

秋山	信愛	税理士・公認会計士
稲葉	馨	東北大学名誉教授
熊谷	隆司	弁護士
佐藤	伸一	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長
沢田	茂	一般財団法人岩手経済研究所事務局長兼地域経済調査部長
西村	豊	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事
宮本	ともみ	岩手大学人文社会科学部地域政策課程教授

欠席した委員

【委 員】

な し

事務局出席者

佐藤	一男	商工労働観光部副部長
八重樫	浩文	雇用対策・労働室長
鎌田	徳幸	雇用対策・労働室労働課長
岩渕	美保	雇用対策・労働室労働担当主任主査
大石	慎一	雇用対策・労働室労働担当主事

平成30年度 第1回岩手県契約審議会

日時 平成30年8月24日（金）午前10時30分
場所 岩手県民会館 4階 第1会議室

1 開 会

○岩瀨雇用対策・労働室労働担当主任主査 ただいまから平成 30 年度第 1 回岩手県契約審議会を開催いたします。

雇用対策・労働室の岩瀨でございます。暫時進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員 7 名全員の出席をいただいております、過半数を超えておりますので、県が締結する契約に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

2 あいさつ

○岩瀨雇用対策・労働室労働担当主任主査 それでは、開会に当たり佐藤商工労働観光部副部長からご挨拶申し上げます。

○佐藤商工労働観光部副部長 平成 30 年度第 1 回岩手県契約審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ本審議会の委員をお引き受けいただきまして、また本日会議に出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、県が締結する契約に関する条例、これは岩手県が発注する契約を通じて、県民の福祉の増進に資することを目的としまして、平成 27 年 3 月 27 日に公布され、同 4 月 1 日から一部施行となっております。その後、本審議会におきまして、施行規則等についてご審議いただきながら、段階的に施行いたしまして、平成 29 年 4 月 1 日から完全施行となっております。完全施行となった昨年度でございますが、条例第 8 条に規定する特定県契約に係る報告制度が開始になったところでございます。その前段として平成 27 年度から 28 年度にかけて、県内の事業者等を対象とした条例説明会等を開催するなどしまして、条例の趣旨あるいは制度内容について周知し、啓発を行ってきたところでございます。その結果、賃金支払状況等の報告制度につきましても、順調に導入することができたと考えてございます。

また、今年度、条例施行後 3 年を迎えるということで、条例附則に規定してございますとおり、社会情勢の変化等を勘案しつつ、条例の施行状況等について検討を加えることとしておりまして、具体的には他県の運用状況あるいは労使団体双方のご意見を参考としながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。本日は特定県契約における賃金支払状況等の報告の状況、それから条例の施行状況に係る検討についてご審議をいただく予定としてございます。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚ないご意見を賜り、条例の基本理念の実現に向け、有意義な会議となりますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○岩瀨雇用対策・労働室労働担当主任主査 次に、本日は岩手県契約審議会の委員改選後、初めての開催となりますので、本日ご出席されておられます委員をご紹介します。

○八重樫雇用対策・労働室長 雇用対策・労働室長の八重樫でございます。2年目になりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております名簿により、五十音順に改めてご紹介をいたします。

税理士・公認会計士の秋山信愛委員でいらっしゃいます。

○秋山信愛委員 よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 次に、東北大学名誉教授の稲葉馨委員です。

○稲葉馨委員 稲葉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 次に、弁護士の熊谷隆司委員です。

○熊谷隆司委員 よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 次に、日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長の佐藤伸一委員です。

○佐藤伸一委員 佐藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 次に、一般財団法人岩手経済研究所事務局長兼地域経済調査部長の沢田茂委員です。

○沢田茂委員 沢田と申します。よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 次に、一般社団法人岩手県経営者協会専務理事の西村豊委員です。

○西村豊委員 西村です。よろしく申し上げます。

次に、岩手大学人文社会科学部教授の宮本ともみ委員です。

○宮本ともみ委員 宮本です。よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長

それでは、事務局のほうも改めましてご紹介をいたします。

商工労働観光部副部長の佐藤です。

○佐藤商工労働観光部副部長 よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 私、雇用対策・労働室長の八重樫です。

私の隣が雇用対策・労働室労働課長の鎌田です。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 冒頭司会をしました雇用対策・労働室主任主査の岩淵です。

○岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査 よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 事務担当をしております同じく主事の大石です。

○大石雇用対策・労働室労働担当主事 大石でございます。よろしく申し上げます。

○八重樫雇用対策・労働室長 以上でございます。よろしく申し上げます。

4 会長選出

○岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査 続きまして、委員の改選がありましたので、会長選出に移らせていただきます。

県が締結する契約に関する条例第12条の規定によりまして、当審議会に会長を置くことになっており、その選出は委員の互選によることになっております。選任方法はいかがいたしましょうか。

○佐藤伸一委員 事務局案があればお示しいただく方法がよろしいかと思いますが。

- 岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 ありがとうございます。
事務局一任という声がございましたが、そのような形で進めることでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 ありがとうございます。
事務局案といたしましては、引き続き熊谷委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 ありがとうございます。
ご異議がないようですので、会長は熊谷委員をお願いするということで決定させていただきます。
それでは、熊谷会長には議長席にご移動いただきまして、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。
- 熊谷隆司会長 おはようございます。
ただいま岩手県契約審議会の会長に互選されました熊谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
先ほど佐藤副部長の挨拶にありまして、県の契約を通じて労働者の労働条件の確保あるいは持続可能で活力ある地域経済の振興、社会的な価値の向上などに取り組む必要があるとの考えからこの条例が制定されました。それ以外につきまして、随時契約の履行状況を確認、点検するというのが当審議会の重要な役割だと考えております。本日それらのテーマにつきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見等を頂戴できればと考えております。本審議会の円滑な進行にご協力をお願いいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。
- 岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 ありがとうございます。
次に、会長職務代理者を決めさせていただきたいと思っております。会長職務代理者については、条例第12条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、熊谷会長からご指名をお願いいたします。
- 熊谷隆司会長 会長職務代理者につきましては、宮本委員をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 ありがとうございます。

5 報 告

(1) 県が締結する契約に関する条例の経過について

- 岩渕雇用対策・労働室労働担当主任主査 次に、議事に入らせていただきます。
本審議会は条例第12条第2項の規定により、会長が議長となって運営することとなっておりますので、これ以降の会議の運営につきましては、熊谷会長をお願いいたします。
- 熊谷隆司会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めさせていただきます。
まず、報告(1)、県が締結する契約に関する条例の経過について事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長
私、労働課長の鎌田から説明させていただきます。

それでは、5の(1)、県が締結する契約に関する条例の経過につきまして、資料1、そして資料2、また参考資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、参考資料1、こちらは条例本文となりますけれども、こちらのお開きください。条例のつくりにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。まず第1条につきましては、目的ということとなっております、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取り組みの促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とするということとされております。

第2条が定義ということで、1号におきまして、県契約とは何かというところで、一つが、県が発注する工事、2つ目といたしましては県が業務を委託する契約、そして3つ目として役務の提供を受ける契約、4つ目といたしましては物品を購入する契約、そして5つ目としては公契約の管理に関する協定、いわゆる指定管理協定と定義しております。

2号では、条例第8条で報告を受ける特定県契約の定義ということで、1号の県契約を絞り込んだ形になりますけれども、特定県契約については、条例施行規則で定めるという規定となっております。規則では、第8条の対象となる事業の契約として、工事の請負に係る契約は予定価格が5億円以上、清掃、警備などの業務委託契約につきましては予定価格が3,000万円以上、指定管理につきましては委託料の上限または委託料の額が3,000万円以上と規定されております。

第3条の基本理念のところになりますけれども、こちらは透明性並びに競争の公正性の確保ということ、それから経済性へ配慮した上で価格には多様な要素の考慮、それからあと総合的に優れた内容となっているということ、3つ目といたしましては、県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件ということが基本理念とされているところであります。

そして、第2項といたしましては、県契約における事業者の取り組みへの配慮ということで、1つ目といたしましては、地域における雇用の確保など、持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取り組み、そして2つ目といたしましては、次のページになりますけれども、障がい者等の雇用促進など、社会的な価値の向上に資する取り組みに配慮するということとしております。

第4条、そして第5条につきましては、県の責務及び受注者、下請負者の責務が規定されております。

第6条につきましては、県が実施する基本理念の実現を図るための取り組みの取りまとめということと県の責務、県の施策に反映させるということが規定されてございます。

第7条におきましては、受注者及び下請負者の法令遵守ということで、最低賃金法や健康保険等の加入というところを規定してございます。

ページをめくっていただきまして、第8条につきましては、特定受注者に対する報告制度についての規定となっております。どのような状況かということ、後ほど改めて説明させていただきたいと考えております。

あと第9条から第14条までは、本審議会の規定関係になっております。

ページめくっていただきまして、附則になりますけれども、1項では条例の段階的な施行というところを定めております。第2項におきましては、後ほど詳しくご説明させていただきますが、施行後3年目を目途として検討を加える

ということで、いわゆる見直し規定が定められているというところでございます。

以上が条例の概要ということになりますので、これに基づきまして、資料の1のほうにお戻りいただければと思います。まず、資料1の1ですけれども、先ほどお話しした基本理念ということが改めてこちらに記載してあります。

資料1の2の施行状況につきましてですけれども、こちらについては先ほどの附則2でご説明したとおり、平成27年の4月から段階的に施行されてきているというところで、詳しい資料につきましては資料2、ここになりますので、お聞きいただきたいと思います。

資料2のページでいきますと資料の4ページ目ということになりますが、平成27年4月1日には目的と理念と審議会の設置などにつきまして、条例の核になる部分について規定を施行しておりまして、平成27年度におきましては審議会を3回開催いたしまして、条例の施行規則についてご議論いただいたというところでございます。

ページをめくっていただきまして、こちら平成28年4月に施行された内容になりますが、第4条から第5条の県の責務、それから受注者、下請負者の責務についての施行ということと、あと第6条の県における基本理念の実現を図るための取り組みの取りまとめと、反映というところでありまして、県の取り組みがスタートされているということになっております。

平成28年度には審議会2回開催いたしまして、平成29年4月施行分の規則案、それから報告対象の選定に係りますガイドラインなどをご議論いただいております。

ページをめくっていただきまして、平成29年4月になりますが、こちら第8条の賃金の支払状況及び社会保険の加入状況の報告の受理というところが施行されまして、これら全て条例の規定が全て施行されたという形になっております。平成29年度につきましては、審議会を1回開催いたしまして、特定県契約の取りまとめ結果を報告させていただきました。それから平成30年度の附則に基づきました条例の施行状況の検討の進め方についても大まかな流れについてご説明したところでございます。

これに並行いたしまして、あと平成27年、28年におきましては、各地で条例説明会を開催するとともに、受注者に対しての制度の説明も行ってきたところでございます。

以上、5の(1)の県が締結する契約に関する条例の経過についての説明となります。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

これまでの経過等につきまして、事務局のほうから説明いただきましたけれども、委員の皆様の方から今の説明に対しまして、ご質問あるいは感想、ご意見等がございましたら発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、新しく委員になられた方もないでしょうか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○熊谷隆司会長 それでは、質問がないということですので、次に進めさせていただきます。

(2) 特定県契約にかかる賃金支払状況等の報告について

○熊谷隆司会長 次に、報告の（２）、特定県契約にかかる賃金支払状況等の報告について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 それでは、次第５の（２）の特定県契約にかかる賃金支払状況等の報告についてというところでございますが、資料は資料３をお開きいただきたいと思っております。こちら賃金の支払状況の報告につきまして、お話ししたとおり平成 29 年 4 月からスタートということになっておりまして、今回の説明は第 1 回目の報告の状況という形になってございます。

まず、1 の根拠ということで示していただきます。こちらは先ほど触れましたけれども、第 8 条、それから条例の施行規則第 5 条の規定に基づきまして、賃金及び社会保険の加入状況について報告を求めるものとされております。

2 の報告対象の選定というところになります。大まかな流れといたしましては、契約担当室課から特定県契約の要件に該当する契約、工事請負契約または予定価格 5 億円以上、あと業務委託の場合ですと予定価格が 3,000 万円以上、指定管理協定は上限が、委託料の額が 3,000 万円以上についてまずは報告を受けます。そして、その報告を受けた中から当室におきまして、特定県契約の指定に関するガイドラインと、あとマニュアルの手順に従いまして、契約の履行地域、それから工種、そして業務内容、あと契約金額等について配慮しながら選定を行ったところでございます。

資料中ほどの表の中が選定状況になりますけれども、工事請負契約につきましては、括弧内が特定県契約の全体数ということになります。22 件契約が対象となる特定契約がございまして、うち 10 件を報告対象として選定しております。同様に業務委託につきましては 19 件中 10 件で、指定管理協定につきましては 21 件中 10 件ということで、全体として 62 件、特定県契約ございまして、そのうち 30 件を選定したというところでございます。

次に 3 の法令遵守の報告状況についてですけれども、選定いたしました 30 件から全て報告はいただいております。

次のページお開きいただきたいと思っております。（２）につきましては、賃金の支払状況の報告ということで、こちらにつきましては、前回の審議会で熊谷会長から分析方法についてお話がございましたので、それを踏まえて、少し表の分析のほうを工夫しております。今回の資料では、工事契約種別に加えまして、それぞれ元請、下請あるいは委託者、再委託者という、項目を設けまして整理してございます。工事請負契約につきましては、元請の最低額が 1,163 円と、そして下請の最低額が 875 円ということになっています。同様に業務委託契約では委託者の最低額が 720 円で、再委託者が 740 円で、指定管理に関しましては、指定管理者最低額が 785 円、そして再委託者の最低額が 716 円ということになっております。当時報告いただいた時期の最低賃金というものは 716 円となっております。いずれの種別におきましても最低賃金はクリアしているという状況となっております。

また、参考までに平成 29 年度の最低賃金 10 月 1 日から 738 円に改定されておりますが、特定受注者のほうからは 10 月 1 日以降は最低賃金の額の改定に応じて、賃金も改定して支払いを行っているということを確認しております。

次に（３）の社会保険の加入状況というところでございますが、いずれの契約種別におきましても、未加入というところはありませんでした。

次に、項目の 4 として、平成 30 年度の特定受注者からの報告制度の実施に

ついてになります。平成 29 年度の報告におきましては、法令の遵守状況、あとは運用上特に問題なかったということに加えて、平成 29 年度の結果との比較をするということ、また様式等を変更した場合、特定受注者の負担が大きくなってしまふということもございますので、特定受注者の選定方法や報告につきましては変更せず、現ガイドラインに基づいて報告制度を運用していきたいと考えております。

次のページ、資料 3 の 1 ご覧いただきたいと思っております。こちらは、報告対処とした特定県契約 30 件の概要を担当部局や地域で整理しております。こちらのほうは後ほどご覧いただきたいということで、説明のほうは割愛させていただきます。

以上で平成 29 年度実施いたしました報告制度の状況についての説明を終わります。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、質問等はいかがでしょう。

はい、どうぞ。

○西村豊委員 資料 3 の 8 ページの上のほうにある (2) の賃金支払状況等の報告の中で、この枠組みの中で指定管理協定による再委託者 716 円、これ最低賃金と同額です。この年は 10 月 1 日から 738 円に上がっているわけです。指定管理の関係ですから、指定管理協定等を結んでいると思うのですが、変更契約というか、そういうものというのは県のほうで協定を変えるということはあるのですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 対象となった契約の詳細について、事務局としては把握しておりませんが、積算において最低賃金を想定した人件費の設定はほとんどないと思っておりますので、最低賃金の上昇によって、その分は契約変更を行うということはないと考えております。

○熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょう。

秋山委員さん。

○秋山信愛委員 報告に当たって、受注者からご意見やご要望などはなかったでしょうか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 特定受注者の方から、事務局に届いているご意見としましては、報告について回答できないという話はなく、様式自体はどのように記載したら良いとか、報告対象となる労働者や業務の範囲についてといった、部分の照会がほとんどで、制度の運用開始後、特に大きなトラブルですとか否定的なご意見というのは来ておりません。

また、制度の運用前、27 年度から 28 年度にかけて県内各地で条例説明会を開催しており、参加者へのアンケートで寄せられたご意見としては、事務負担になるといった懸念もございましたが、説明会を開催したことでそういった懸念についても受け入れていただいたのかなというふうに思っております。

ただ、本年度施行状況の検討の中で、業界団体から改めて方向性につきましてもご意見いただきたいと考えており、そちらでご意見等の出てくるかと思っておりますので、そちらのほうは県としても受けとめて、改善、あるいは変更といった対応を検討していきたいと考えております。

○熊谷隆司会長 そのほかはいかがでしょう。

沢田さん。

○沢田茂委員 素朴な質問で申しわけない、用語の確認なのですが、資料 3 の先ほ

ど西村委員からも出ましたけれども、資料3の8ページにある(2)の表の中で委託者と再委託者となっているのですが、これはイメージとすれば例えば駐車場の管理の業務について岩手県からA社に業務委託する場合のA社を指しているのでしょうか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。

○沢田茂委員 金融機関も業務の委託先が適切に個人情報等を管理しているかということを毎年確認しており、その際は委託の相手側のことは委託「先」という表現をしています。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。

○沢田茂委員 8ページの表にある委託「者」という書き方だと委託する岩手県側を指しているようにとれます。さらに、A社からB社に業務の委託がなされている場合は岩手県からみればB社は再委託先という書き方になると思いますので、この表の表記の仕方だと読み手が業務を委託する岩手県とその業務を受けるA社やB社を混同してしまう恐れがあります。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 意味合いにつきましては、今沢田委員お話しただいたとおり、県から委託したところに委託者、そしてそこから先に清掃といった業務をさらに委託した場合は再委託者という表現にしております。表現につきましては、条文や規則などと整合をとりながらわかりやすいように整理したいと思います。

○熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょうか。

これ賃金の支払状況等についての最低額と最高額と記載されていて、指定管理者のところの716円、再委託者ですか、これは最低賃金と同額の金額ですよね。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。

○熊谷隆司会長 これは、件数からいくと1件だけということになるわけですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 716円は1件だけ報告あったというところでございます。

○熊谷隆司会長 何か特殊な事情で、なかなかやっぱり。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 こちらは清掃業務なのですけれども、清掃となるとやはり最低賃金に近い形になっているという実態がございます。さらに、地域的な部分もございまして、やはり地域ごとに賃金水準も違ってまいりますので、最低賃金に張りついている地域もあるというところがございます。

特定県契約の件数が少ないので、具体にはどのような契約でどこの業者といった回答は差し控えさせていただきますが。

○熊谷隆司会長 そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○熊谷隆司会長 それでは、なければ次に進ませさせていただきます。

6 議 題

(1) 県が締結する契約に関する条例の施行状況に係る検討について

○熊谷隆司会長 それでは次の議事に進みます。

議題の(1)、県が締結する契約に関する条例の施行状況に係る検討について、事務局のほうから説明をお願いします。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 6の(1)議題になりますが、県が締結する契

約に関する条例の施行状況の検討についてご説明させていただきます。

資料のほうは、資料4で説明させていただきます。条例の施行状況に係る検討につきましては、本格施行から3年目となります平成30年度におきまして、社会情勢の変化のほか特定受注者からの報告、あるいは関係団体等からの意見、他県の取り組み状況等把握いたしながら施行状況及び必要な措置の検討を進めるということとしてございます。

2の検討の進め方になりますけれども、まずアでございますが、条例の施行状況の確認ということで、まず第8条に基づく特定県契約に係る賃金支払状況の報告を引き続き実施いたしまして、取りまとめて経年変化とかのほうは把握していきたいと考えております。

そして、二点目といたしまして、条例制定時にご意見をいただきました関連団体等を中心といたしまして、労使団体あるいは特定受注者、あと関係団体のほうからヒアリングを行いまして、条例に対する率直な意見のほうを把握していきたいと考えております。

先進自治体調査につきましては、公契約条例を制定している他県及び市区町村への調査を実施したいと考えております。調査先と調査内容につきましては、3の部分で詳しく説明したいと考えております。

あと審議会の開催ですが、第1回の審議会は本日開催ということになります。平成30年度第2回契約審議会は、11月下旬ぐらいを想定してございまして、条例の施行状況の確認結果、それから関係団体等からのご意見、そして先進自治体の調査結果等をご報告させていただきたいと考えております。それに基づきまして、条例の施行状況につきましては論点整理ということをご希望させていただきたいと考えております。

第3回審議会におきましては、2月上旬ごろの開催を予定してございまして、まず論点整理した結果、それから対応方向性についてご審議をお願いしたいというふうに考えております。

平成31年度以降につきましては、審議会の審議状況によりまして大きく変わってくる可能性はあり、あくまで想定となりますけれども、来年度は方向性あるいは対応について具体的に検討のほうをご審議いただきたいというふうに考えております。

あと三点目の先進自治体調査につきましては、県が締結する契約に関する条例の制定過程におきましては、先行して公契約条例を制定してございました奈良県と長野県を対象といたしました。奈良県は手続型ということで、報告や罰則等の細かな規定を持った条例、そして長野県につきましては理念型ということになります。そちら2県を参考といたしまして、調査研究を行ってきたところであります。それを踏まえまして、平成30年度の先進地調査につきましては、平成30年4月1日時点で本県のほか5県において公契約条例が制定されているところでありますので、まず書面で全ての県に対しまして調査、全体像を把握するというように考えてございまして、その回答をもとにさらに現地に赴きまして、深掘りしたヒアリングを実施したいと考えております。

さらに市区町村につきましては、都道府県よりも先行して公契約条例を制定している自治体もございまして、条例に関しまして課題なり経験というところの蓄積が多くあるかと思っております。先進県の調査にあわせまして、市区町村調査につきましても実施したいと考えております。

次のページに具体的な都道府県調査の候補ということで記載してございます。

けれども、本県以外に記載のとおり5県公契約条例を制定しておりますが、それぞれの県の状況に応じまして、制度設計がなされているという状況でございます。表では審議条項、それから報告制度、罰則規定、あと審議会等の設置の状況について整理しております。

賃金条項を持つ県はございません。そして、報告制度を持っているのが2県、あと罰則制度を持っているのが1県、そして審議会等を設置しているのが5県という状況になっております。

先方との調整になりますけれども、表の上から2、3県程度ヒアリングの調査を実施したいと考えています。また、先進県のヒアリング調査につきまして、委員の皆様も日程の都合がつけばご一緒いただきたいと思いますと考えておりますので、日程が決まりましたらご連絡いたしますので、希望される場合につきましては、事務局までご連絡いただければと思っております。

ページの下の表になります。こちら制定県以外の都道府県の検討状況ということをご参考まで整理しておりますので、ご覧いただければと思います。

ページをめくっていただきます。そして、先進自治体等における調査項目ということで、事務局で想定する質問、項目について記載しております。大きく条例の施行状況、それから条例に対する意見、そして運用上の課題ということで大きく3つに設定しておりますが、それぞれあと各自自治体の調査におきましては回答するところ、しないところございますので、そちらは適宜調整して質問、調査はさせていただきたいと考えております。

あと条例の施行状況につきまして、調査項目の内容につきましては形式的な部分が多く、書面調査が中心になるかと思っておりますが、契約に関してこういった影響があったかということ、県の取り組み状況、条例に対する評価というあたりを主にヒアリングしたいと考えております。

次に、条例に関する意見について、こちらは条例に対する外部の評価はどうなっているかという趣旨でして、議会や審議会、業界団体、労使団体などといったところからのご意見はどうかということを設定しております。本県としましても関係団体等からヒアリングを実施いたしますので、そちらを突合・比較することで深掘りできるのではないかと考えております。

あとは、条例運用上の課題について、主に条例の運用等に関して、行政内部の課題の把握ということで調査項目を設定しております。また、賃金条項に関する項目も設けております。

最後は、今後どのような方向性で条例の運用や改正等を考えているかについてお聞きするということになります。

この調査項目につきましては事務局案ということで考えておまして、今回、委員の皆様からご意見をいただきまして、追加という形で整理したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で6の議題、(1)につきましての説明となります。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご質問あるいはご意見等はいかがでしょうか。

どうぞ。

○西村豊委員 資料4の11ページに書かれているところですが、(2)の都道府県調査先の候補で5つ、うちの県以外に既に制定しているというふうにあります。3番目に沖縄があります。一方、その下の表の中に今後検討を予定し

ているところに沖縄県が同じくあります。どっちが正しいのですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 時点修正が漏れておりました。沖縄県は、今年の3月制定、4月から施行ということで修正いただきたいと思います。

○西村豊委員 そうすると、今後検討予定は。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 4県となります。失礼いたしました。

○西村豊委員 あともう一点よろしいですか。

○熊谷隆司会長 どうぞ。

○西村豊委員 12 ページのほうに先進地自治体調査における調査項目ということであって、私一番気になったのが、この条例運用上の課題の一番下、今後の検討の方向性についてというところがあるのですが、今後ここで議論されることなのかどうかちょっとわかりませんが、今ご案内のように働き方改革関連法というのがこの7月に公布されて、来年4月以降段階的に施行、適用されるということになっています。県の条例の成り立ちからすると、第7条の中でいろんな法律を守れよというのがあって、それが8条のほうにあって、報告してもらいますよということになっています。

県契約条例を制定したときにも私いろんなところでしゃべったつもりだったのだけれども、第7条に規定されているやつは保険関係とかなので、労働条件に関するさまざまな法律というのは労働安全衛生とか、いろいろほかにもたくさんあるのに、たしか6本立てになっていたと思うのですが、6つしか法律が出てこないというのはなぜなのだろうというのを私は意見言ったことがあるのですが、完全に無視されました。

世の中が働き方改革ということになってきて、今回さまざまな労働関係の法律が改正されています。この条例そのものが労働条件というところがちゃんと明確に出てきて、県のいわゆる公契約はこういうふうにします。そういうところの中で労働条件を、ちゃんと労働者のそういう生活の確保、安全の確保というようなところも配慮した立派な計画というか、いわゆるリーディングケースとなるような形で、それをだんだん民間に広げていくというようなもともとの条例の制定の高邁な精神があるのだと思っていました。

今回の働き方改革の中でさまざまなところ、フレックスタイム制であるとか、インターバル制であるとか、いろんな義務と言うと努力義務的なものも含めてですけれども、それについては今後検討していく中で、どうやっていくのかなというところが私すごく気になっていました。従業員の方というか、労働者の方々のそういう部分をちゃんと守っていくと。それは、公契約の中では当たり前なこととしてやってほしいのだけれども、これは法律ですのでやるのでしようけれども、そこを条例の中でカバーしていくのかいかないのかというあたりですが、きりが無いと言ったらきりが無いのですけれども、そういうところは果たしてどうなっていくのか、他県でも恐らく同じだと思います、制定済みの。ただ、他県の条例の制定ぶり、中身ちょっとわからないのですが。そういうところを今後議論していくのか、どうなのかなとということについてどうお考えなのかなとこのをまず事務局に確認したいなということでした。

○熊谷隆司会長 はい。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 西村委員からお話あったところというのは、社会情勢の変化というのは条例制定当時から大きく変わっているのではないかとこの趣旨かと思えます。

西村委員からお話があった働き方改革関連法もございますし、あとそのほか

本条例に関しては最低賃金の上がり幅がここ三、四年大きくなっているところもありまして制定当時と比べて大きく変わっております。こういったところも条例の検討を進めていく中で、論点の一つになってくると考えております。本審議会においてご議論いただきながら、論点整理を今後進めていきますが、あと他県も同じ悩みというか課題を抱えているかと思っておりますので、丁寧に話を聞いて、参考となる考え方等を引き出していきたいと考えております。

○熊谷隆司会長 ありがとうございます。社会情勢がやっぱりどんどん変化していきますよね、3年、5年、10年となってくると、それに合わせた条例のあり方というのは当然その都度、その都度対応しなくてはいけないということにはなると思えますけれども。

ちょっとそれに関連してなのですがすけれども、都道府県でそういう条例を決めたところと、検討したのだけれども、制定しないというところもあるのです。そういう条例を制定しないというふうなところが東京都とか大阪府とかあるのですが、それなりの考え方みたいなのはあつてのその結論なのでしょうか、把握していなければそれで。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 検討状況につきましては、具体的になぜ制定しないのかといった点に関する資料については確認できておりませんので、今後ヒアリングして整理しておきたいというふうに思います。

○熊谷隆司会長 参考になるのではないかと思います。どこまで条例を講じて、それ以外はちょっと法律のほうに任せるとか、いろいろ判断するときの参考にはなるのかなと思っておりますので。

そのほかいかがでしょうか。

佐藤委員さん。

○佐藤伸一委員 初めて出させていただきます佐藤でございます。ありがとうございます。

本当に多くの皆さんがご苦労されて、本条例をつくってこられたのだなというふうに改めて関係された皆さんや議会のご理解に感謝を申し上げたいと思えますけれども、私ども連合としては、今先生からもお話ありましたけれども、全国で制定しましょうよという学習会等もこの間もやったりして、積極的にちゃんとやってみましょうということになっているのですが、状況的には市区町村では、都市部などは賃金条項も含めて、つくっているところ多くなっているのですが、なかなか都道府県レベルは消極的というか、余り進んでいるというお話は聞いておりませんが、連合としては都道府県レベルでも各県で条例つくってもらおうよということでの課題として取り組んでおります。

あと県下の市町村に対してですけれども、これもなかなか進んでいないということにはなるのですが、私ども各市町村に対する政策制度要請というのが毎年ありまして、取り組んでいるところと取り組んでいないところがございますけれども、そこに私どもから改めて公契約条例をつくってくださいというふうなことを働きかけるための要請をさせていただいて、市町村の担当の方々とお話をしてよく意味がわからないと、給料を上げたいのかと。いや、そういうことではなくて、労働者の労働条件の確保だけではなくて、経済の活性化とか、そういう先ほどからお話出ている理念をきちんと説明すると、ああ、そういうことなのだということはお理解いただけるのですけれども、なかなかそこがご理解いただけないところがあるので、私どもとしては市町村に対してもそうい

った要請をこれからもしてまいりたいと思っております。

ご報告でございます。

○熊谷隆司会長 はい。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 ちょっと参考の説明ということになりますが、今、市町村に要請しているというお話ありましたが、県内の市町村の制定状況についてご報告させていただきたいと思えます。

平成 30 年度から花巻市において公契約条例が制定・施行となっております。あと、北上市におきましても具体的に条例制定に向けた検討を進めているというお話は私どものほうで把握しております。

○熊谷隆司会長 では、秋山委員さん。

○秋山信愛委員 確認といいますか、他県の調査をするということですが、書面調査と現地調査という形の 2 つの調査方法を考えていらっしゃるということでしょうか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 書面調査につきましては、対象 5 県、公契約条例制定している 5 県に対しまして、まず全体像を把握するというところで書面照会いたしまして、さらに重ねて、書面回答の内容について、さらに深掘りするために現地調査を実施するというように考えておまして、現地調査は 5 県全で行けませんので、そのうち二、三県程度深掘りするというふうな方式で考えております。

○秋山信愛委員 二、三県ですか。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。二、三県を想定しております。

○秋山信愛委員 二、三県行く価値があるかどうかやや微妙のような感じがするので、岩手県と似ているような運用をされているところの現地調査というところは意味があると思えますけれども、余り実効性がないのは行かないほうがいいのではないかなというふうにちょっと思ったものですから、一応。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 まず、中心になるのは、岩手県にかなり似ている奈良県が中心になりまして、あと行って来いではなくて、途中にあと愛知県とか、もし日程合わせて寄ってくるというイメージがあります。

○秋山信愛委員 あともう一点、調査項目についてですが、一番どの項目になるかなというのは私もよく見ていないのですけれども、条例が形式的ではなくて、実効性のあるものとして受注者のほうに働きかけるかどうかというのが一番問題になるといいますか、課題になっている部分だと思えますので、その辺のところ今後ここへ幾つか入れていただければ大変よろしいのかなと思えますので、よろしく願いいたします。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 承知いたしました。

○熊谷隆司会長 そのほかいかがでしょうか。

沢田委員さん。

○沢田茂委員 また確認なのですけれども、11 ページの (2) に調査先の候補ということで、項目、賃金条項から審議会まであって、それぞれ丸とかハイフンになっているのだけれども、私も条例全部読み込めていないのであれなのですけれども、岩手県は審議会は当然丸ですけれども、罰則規定は。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 ございません。

○沢田茂委員 なしですね。

○鎌田雇用対策・労働室労働課長 はい。

○沢田茂委員 そして、報告制度はありということですね。

- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 あります。
- 沢田茂委員 それから、賃金条項はなしと。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 なしです。
- 沢田茂委員 賃金条項というのは、ちなみにどんなイメージか、もしあるとすれば。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 他自治体の状況を見ますと、例えば工事であれば設計労務単価の何割以上の賃金を支払ってくださいという規定を持っているところがございます。また、あとは民間に保育園の委託をすると、保育園の保育士さんの給料は直営でやっている賃金以上にしてくださいといったような、さまざまな形が賃金条項として定められております。特に市区町村です。県ではございませんので。
あと市区町につきましても、そういった賃金条項とか、あと報告制度を設けているところについて視察の行程の中で日程が合うところについて、お話を聞いてきたいというふうに考えております。
- 熊谷隆司会長 そのほかはいかがでしょうか。
（「なし」の声あり）
- 熊谷隆司会長 もしなければ、この点につきましてはこの程度にいたしまして、次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

7 その他

- 熊谷隆司会長 それでは、次に7のその他ですか、委員の皆様から特に何かありますでしょうか。
（「なし」の声あり）
- 熊谷隆司会長 ないようですので、事務局のほうからは何かございますか。
- 鎌田雇用対策・労働室労働課長 先ほどもスケジュールのお話しをさせていただいておりますけれども、次回の審議会スケジュール、11月下旬を予定しております。早い段階で、日程は調整させていただきたいと考えております。例えば議事録確認のときに一緒にあわせて日程をいただいたりとか、あるいはその前でもやって、できるだけ早い時期で調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
事務局からは以上です。
- 熊谷隆司会長 事務局からのほうも以上のほかにはないということですので、それでは以上をもちまして、議事を閉じさせていただきたいと思えます。
それでは、進行を事務局にお返しします。よろしく願いします。
- 岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査 委員の皆様どうもありがとうございました。
それでは、審議会の閉会に当たりまして、佐藤商工労働観光部副部長からお礼を申し上げます。
- 佐藤商工労働観光部副部長 本日は大変貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。
条例施行状況の検討につきましては、働き方改革関連法案が段階的に施行されているなど社会情勢も変わってきているということも踏まえて丁寧に調査すべきというふうなご意見も頂戴しまして、丁寧に対応していきたいと思っております。

います。それから賃金条項の取り組みのお話、それから調査を実際にするに当たっては実効性のあるものにしてほしいというお話等々、さまざま有意義なご提言を頂戴しました。そのご意見も参考にしながら自治体調査、それから関係の団体からのヒアリングをしっかりと進めさせていただきたいと思います。

次回の審議会におきまして、調査結果等の報告をさせていただくということになるかと思いますが、さまざまな論点整理もしっかりしながらご説明申し上げていきたいと思います。引き続き本審議会の運営にご協力賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

8 閉 会

○岩淵雇用対策・労働室労働担当主任主査 本日の会議はこれもちまして、閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。